

## 生活困窮者等就労準備支援業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

### 1. 適用範囲

この要項は「生活困窮者等就労準備支援業務委託」のプロポーザル方式による業者選定にあたり、業者の募集に際し必要となる事項及び手続き等に適用する。

### 2. 目的

この業務委託は、「生活保護法」及び「生活困窮者等自立支援法」に基づく就労支援事業を実施することを目的とする。

### 3. 委託業務の概要

#### (1) 件名

生活困窮者等就労準備支援業務委託(以下「本委託」という)

#### (2) 実施場所

八王子市役所本庁舎、その他市が指定する場所(JR 西八王子駅または JR 八王子駅からおおむね徒歩 15 分圏内で市役所からアクセスが容易な事務所スペースとすること)

#### (3) 業務内容

本委託は、生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者の中で、就労に向けて様々な課題を抱える者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎能力の形成に関する支援を実施するものである。また、本事業において連携する関係機関に対する専門的助言を行うこと及びボランティア活動、就労体験等の機会を提供するための受け入れ先を開拓することにより、本事業を利用する者の社会的・経済的自立の促進を図る。

なお、業務の詳細は「別紙標準仕様」で示す

#### (4) 委託期間

令和6年(2024年)8月1日から令和8年(2026年)7月31日まで。

#### (5) 仕様書

業務内容の詳細については、プロポーザルによる選定後に、選定された事業者の企画提案を基に、市との協議により仕様書を作成し、決定する。

#### (6) 予算額(提案上限額)

31,759 千円(税込)

### 4. 参加資格要件

公募に関して次の参加資格要件を附することとする。

- (1) 八王子市指名競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 過去3年間において、地方自治体の就労支援業務の実績又は類似業務を完了した業務実績を有すること。
- (3) プロポーザル参加申込書の提出期限から、受託者決定の日までのいずれかの日において、

八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

(4)地方自治法施行令第167条の4の各項に該当しないほか、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全なものでないこと(会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く)。

(5)国税及び地方税に滞納がない者であること。

## 5. 選定条件

(1)規定された支援件数・支援内容を確実に実施できると見込まれること。

(2)規定の有資格者の確保や事務所の設置に遺漏を来さない見込まれること。

(3)個人情報保護に十分な配慮を行えると見込まれること。

(4)市との連絡調整が確実かつ適切に行われると見込まれること。

## 6. 申込

### (1)申込方法

郵送、持込どちらも可とする。

郵送の場合は、封筒表面に「生活困窮者等就労準備支援業務委託 参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、郵送時の事故等による未着については市では責任を負わない。

### (2)申込先

八王子市福祉部生活自立支援課 企画調整担当(八王子市役所本庁舎B階)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

電話 042-620-7460(直通)

### (3)申込期間

令和6年5月7日(火)午前9時～令和6年6月4日(火)午後5時

※持参の場合は時間厳守、郵送の場合は×切日必着のこと。

### (4)募集に関する様式等の入手方法

窓口配布は行わないので、八王子市ホームページからダウンロードすること。

URL

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/011/002/002/p033850.html>

## 7. 提出書類の様式、内容、記入上の注意事項

プロポーザルによる事業者の評価に参加する者(以下、「参加者」という。)は次に示す書類(以下総称して「参加申込書等」という)を提出すること。

また、この要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定めら

れていないものは任意とする。

なお、提出部数については(1)は社印及び代表者印を押印し1部、(2)から(9)は各10部とする。資料に関しては、部数が示されているもの以外は10部とする。

※各A4判1枚以内に記載する。但し、様式－5及び6は各2枚まで記載することを可とする。図表の添付による記載も可とするが、説明資料の文字の大きさは最小でも8ポイントまでとする。

(1)プロポーザル参加申込書(様式－1)

(2)団体概要調書(様式－2)

資料として以下の書類を添付

ア 登記事項証明書(1部)

イ 企業概要の分かるパンフレット

(3)業務実績調書(様式－3)

ア 令和3年度以降の同種及び類似業務実績の記入

イ 業務実績については3件までとし、アピールしたい支援実績は特記すること

ウ 資料として、それぞれの業務実績を証明する契約書及び仕様書の写し等を添付

(4)業務実施方針(様式－4)

各種の社会的弱者を含む生活保護利用者、生活困窮者の現状と支援についての考え方

(5)業務実施方法①(様式－5)

ア 実施事業の具体的内容及び方法、特に対象者の自立の程度に応じた個別支援、求人開拓について記入

イ 中間的就労を利用した就労支援が適当と思われる対象者の稼働能力の評価と適切な支援の実施方法

このうち、精神障害等(疑いを含む)の特性を有する対象者については特記すること(対象者本人又は、家族の障害受容の有無を考慮し記入)

(6)業務実施方法②(様式－6)

就労支援事業との連絡調整、及び福祉部生活保護担当課と生活自立支援課や関係機関との連携方法(支援への参加及び支援中の連絡、連携について記入)

(7)業務実施体制①(様式－7)

ア 職員の配置計画(雇用形態、人数、資格・経験等)

イ 事務所の設置(設置予定場所及び事務所の有する機能)

ウ 事務所の簡易イメージ図

(8)業務実施体制②(様式－8)

ア 職員への研修等の実施

イ 個人情報の管理等の危機管理に関する取組

(9)参考見積(様式自由)

提案内容に合わせた見積もりを作成すること

## 8. 評価方法

評価は、以下に示す第一次評価及び第二次評価を行う。

なお、評価にあたっては、「生活困窮者自立支援制度にかかる業務委託業者選定に関する評価会議開催要綱」に基づき設置された評価会議が採点評価を行う。

(1)第一次評価(書類評価)

- ア 提案者が提出した参加申込書等について、参加資格を満たしていることを生活自立支援課長が確認する。
- イ 提出書類について、「生活困窮者自立支援制度にかかる業務委託業者選定に関する評価会議開催要綱」第3条に記載する委員から評価意見を聴取する。
- ウ 100点満点で評価する。
- エ 委員から90点満点で評価意見を聴取し、各委員が評価した合計点を委員数で割って平均値を出し、見積金額を別紙「価格評価点の算出式」に基づき換算した価格評価点(10点満点)を加算したものを、一次評価点とする。
- オ 一次評価最低評価点の6割を超える者(60点を超える者)から上位3者を、二次評価(プレゼンテーション等評価)を受ける者として選定する。
- カ 提案者数が3者以下の場合は、参加資格の確認を行い、要件を満たした者は、書類評価を省略し、一次通過者とする。また、点数は付けないものとする。
- キ 第一次評価結果については、令和6年(2024年)6月10日(月)開催予定の第一次評価終了後、提案のあった全ての事業者に通知する。

(2)第二次評価(ヒアリング評価)

- ア プレゼンテーション及びヒアリング内容を評価し、評価会議委員から評価意見を聴取する。
- イ 提案書の説明の順序については申込順とする。
- ウ プレゼンテーションは、提案書の説明(20分)及び質疑応答(15分)を行う。また、一次評価(書類評価)で選定された者が1者の場合でも二次評価を実施する。
- エ 各項目4段階評価を基本とし221点満点で評価する。
- オ 評価会議委員から、211点満点で評価意見を聴取し、各委員が評価した合計点を委員数で割って平均値を出し、見積金額を別紙「価格評価点の算出式」に基づき換算した価格評価点(10点満点)を加算したものを、二次評価点とする。
- カ 二次評価の最高評価点の者を契約予定者とする。ただし、二次評価最低評価点の6割を超える者(132点を超える者)とする。
- キ 同点となった場合は、評価会議委員の最高順位を獲得した人数の多い者を契約予定者とする。
- ク 上記キの結果、最高順位を獲得した人数が同数となった場合は、見積金額の低い者を契約予定者とする。
- ケ 上記以外の場合は、別途協議する。
- コ 契約予定者が辞退、又は資格を喪失した場合、次点提案者を契約予定者とする。
- サ 第二次評価結果については、令和6年(2024年)6月19日(水)開催予定の第二次評価終了後、第二次評価に参加したすべての参加者に通知する。

## 9. 第二次評価実施方法

### (1)実施日時

令和6年(2024年)6月19日(水) 午前9時30分～午後5時

### (2)実施会場

八王子市役所職員会館 八王子市元本郷町三丁目24番1号(詳細は別途通知)

### (3)出席者

1参加者につき最大3名とする(うち1名は事業責任者を含む)

### (4)注意事項

- ア プレゼンテーションの内容は、参加申込書等に即した内容に加え、特にアピールしたいこととする。
- イ 参加者の説明順序については申し込み順で決定する。
- ウ 原則パワーポイントを用いた説明によるものとする。
- エ プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意する。ノートパソコン等は参加者持参とする。接続方法は指定する。
- オ 資料の配布、機器の準備等は説明時間に含まれることとする。
- カ 当日の資料配布は、パワーポイントを印刷したもののみとする。

## 10. 評価基準

### (1)一次評価

大分類	小分類	視点
基本事項	過去3年間の業務実績	支援件数、人員体制
		実績のある自治体の規模、委託期間
		業務内容の専門性・適性
	業務実施方針	目的・成果が合っているか
稼働能力に合わせた就労適性		
生活保護・生活困窮者自立支援に係る情勢の理解		
実施体制	人材育成	支援員の人材育成における研修計画の考え方及び内容 (内容、構成、外部講師・研修の活用等のほか、対人援助技術の習熟に向けた考え方)
	事務所の設置・活用方法	事務所の設置及び活用方法についての考え方 (所在地、広さ、面談及び打合せのスペースへの配慮等)
	個人情報の管理	個人情報の保管、利用制限について

※合格最低点60点を上回った上位3者を選定する。

(2)二次評価

大分類	小分類	視点
実施方法	対象者の事業への参加促進の方策	職員向け研修の工夫
		日頃からの職員とのコミュニケーションの工夫
	生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立相談支援員との連携	関係者間での稼働能力評価・目標設定の整合性
		連絡調整の頻度、方法、場所
		支援方法の提案・コーディネート
	関係機関との連携	関係者間での稼働能力評価・目標設定の整合性
		連絡調整の頻度、方法、場所
	対象者の状況に応じた個別支援の実施方法	支援段階に応じたアプローチと支援プログラムの作成についての考え方及び手法
	精神障害等の特性を有する方への支援	長期離職、就労定着困難の就労阻害要因と精神障害及び発達障害等(疑い)の背景要因についての理解と支援
		多様な働き方の提案、マッチングを行う支援
就労支援事業との連携	就労支援全体の取り組みへの理解	
	一般就労支援から就労準備支援に引き継ぐ際の対象者の意欲の維持、引き受ける際の円滑な手法	
求人開拓	多様な受け入れ先の確保	対象者の支援状況に合わせた社会体験・就労訓練の受け入れ先を開拓・継続するために理解・協力を求めること
		障害福祉サービス実施事業者の活用について

・合格最低点を 132 点とし、最高点を取得した者を契約予定者に選定する。

11. 実施スケジュール

5月7日(火)	募集の公表(市ホームページに掲載)
5月17日(金)	質問書の受付期限
5月22日(水)	質問に対する回答
6月4日(火)	参加申込書等の提出期限
6月10日(月)	第一次評価(書類評価)
6月12日(水)	第一次評価結果通知
6月19日(水)	第二次評価(ヒアリング評価)
6月下旬	第二次評価結果通知
7月	仕様書策定・準備期間
8月1日(木)	委託業務開始(契約締結予定日)

12. 質問・回答

参加申込書等作成にあたって質問がある場合は、質問書(様式-9)に質問内容、参加者の会社

名、担当者名、電話番号、E-mail を記載し、事務局へ電子メールにて問い合わせること。

なお、質問書の提出期限は、令和6年(2024年)5月17日(金)午後3時までとする。質問書に対する回答は、令和6年(2024年)5月22日(水)に、6(4)で示した市ホームページ上に示すものとする。

### 13. その他

- (1)参加申込書等は1参加者につき1案のみの提出とし、参加申込書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- (2)参加申込書等に記載した担当者は、やむを得ない場合を除き、原則として変更できない。
- (3)10. 評価基準 に示された評価に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4)参加申込書等は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位とすること
- (5)提出された参加申込書等については返却しない。
- (6)参加申込書等の著作権は参加者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八王子市情報公開条例」に基づき、公開することがある。
- (7)評価の結果、選定されなかった参加者は、通知を受けた日から1週間以内に、市に対して非選定理由等についての説明を求めることができるが、他の参加者に関する事、各選定委員の個別の採点状況など、公正な選定業務を阻害する恐れのある事項については、すべて非公開とする。

#### ◎問い合わせ先

八王子市福祉部生活自立支援課(八王子市役所本庁舎B階)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

電話 042-620-7460(直通)

E-mail b440900@city.hachioji.tokyo.jp

<価格評価点の算出式>

$$\left( 1 - \frac{\text{提案額} - \text{提案最低価格(①)}}{\text{提案上限額(②)}} \right) \times \boxed{10} = \boxed{\text{価格評価点}}$$

- ① 提案最低価格:複数応募者からの提案額のうち、最も低額の提案額  
② 提案上限額:市が積算した当該事業に必要となる委託料